

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月4日
【届出者の氏名又は名称】	双日株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂六丁目1番20号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 5520 - 5000（代表）
【事務連絡者氏名】	産業情報本部長 瓦 谷 晋 一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	双日株式会社 (東京都港区赤坂六丁目1番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、双日株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、さくらインターネット株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年2月23日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

- (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
- (3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)
- (4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)
 - 特別関係者
 - 所有株券等の数

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	4,764
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	316
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年2月23日現在)(個)(d)	12,718
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年2月23日現在)(個)(g)	6,930
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年12月31日現在)(個)(j)	43,388
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	10.90
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	55.86

<中略>

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成23年2月7日に提出した第12期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては新株予約権が公開買付け期間末日までに行使されることにより発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の総株主の議決権の数(43,388個)に、公開買付け期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式(平成23年1月1日以降本書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。)の最大数に係る議決権の数(対象者が平成23年2月7日に提出した第12期第3四半期報告書によると316個)を加えた議決権の数である43,704個を分母として計算しております。

<後略>

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	4,764
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	316
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年2月23日現在)(個)(d)	12,718
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年2月23日現在)(個)(g)	7,040
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	30
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年12月31日現在)(個)(j)	43,388
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	10.90
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	56.11

< 中略 >

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成23年2月7日に提出した第12期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては新株予約権が公開買付け期間末日までに行使されることにより発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の総株主の議決権の数(43,388個)に、公開買付け期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式(平成23年1月1日以降本書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。)の最大数に係る議決権の数(対象者が平成23年2月7日に提出した第12期第3四半期報告書によると316個)を加えた議決権の数である43,704個を分母として計算しております。なお、「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、上記の公開買付け期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数に係る議決権の数に含まれるため、分母に加えておりません。

< 後略 >

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成23年2月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	19,728(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	19,728		
所有株券等の合計数	19,728		
(所有潜在株券等の合計 数)	()		

(注) 上記の所有する株券等の数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数80個を含めております。

(訂正後)

(平成23年2月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	19,728(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	40		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	19,768		
所有株券等の合計数	19,768		
(所有潜在株券等の合計 数)	(40)		

(注) 上記の所有する株券等の数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数10個を含めております。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(訂正前)

(平成23年2月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7,010(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	<u>7,010</u>		
所有株券等の合計数	<u>7,010</u>		
(所有潜在株券等の合計 数)	(—)		

(注) 上記の所有する株券等の数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数80個を含めております。

(訂正後)

(平成23年2月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7,010(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	<u>40</u>		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	<u>7,050</u>		
所有株券等の合計数	<u>7,050</u>		
(所有潜在株券等の合計 数)	(40)		

(注) 上記の所有する株券等の数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数10個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(訂正前)

< 前略 >

氏名又は名称	小川 清司
住所又は所在地	大阪市中央区南本町一丁目 8 番14号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 双日株式会社 産業情報本部長 瓦谷 晋一 連絡場所 東京都港区赤坂六丁目 1 番20号 電話番号 03 - 5520 - 5000 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(訂正後)

< 前略 >

氏名又は名称	小川 清司
住所又は所在地	大阪市中央区南本町一丁目 8 番14号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 双日株式会社 産業情報本部長 瓦谷 晋一 連絡場所 東京都港区赤坂六丁目 1 番20号 電話番号 03 - 5520 - 5000 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	梅木 敏行
住所又は所在地	大阪市中央区南本町一丁目 8 番14号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 双日株式会社 産業情報本部長 瓦谷 晋一 連絡場所 東京都港区赤坂六丁目 1 番20号 電話番号 03 - 5520 - 5000 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	野崎 國弘
住所又は所在地	大阪市中央区南本町一丁目 8 番14号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 双日株式会社 産業情報本部長 瓦谷 晋一 連絡場所 東京都港区赤坂六丁目 1 番20号 電話番号 03 - 5520 - 5000 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】
 (訂正前)
 <前略>

館野 正明

(平成23年2月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	60(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	60		
所有株券等の合計数	60		
(所有潜在株券等の合計 数)	()		

澤村 徹

(平成23年2月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	40(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	40		
所有株券等の合計数	40		
(所有潜在株券等の合計 数)	()		

(注) 澤村 徹は、小規模所有者に該当いたしますので、澤村 徹の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5. 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年2月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

小川 清司

(平成23年2月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	40(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	40		
所有株券等の合計数	40		
(所有潜在株券等の合計 数)	(—)		

(注) 小川 清司は、小規模所有者に該当いたしますので、小川 清司の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年2月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(訂正後)

<前略>

館野 正明

(平成23年2月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	60(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	15		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	75		
所有株券等の合計数	75		
(所有潜在株券等の合計 数)	(15)		

澤村 徹

(平成23年2月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	40(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	10		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	50		
所有株券等の合計数	50		
(所有潜在株券等の合計 数)	(10)		

小川 清司

(平成23年2月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	40(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	5		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	45		
所有株券等の合計数	45		
(所有潜在株券等の合計 数)	(5)		

梅木 敏行

(平成23年2月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	5	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	5	—	—
所有株券等の合計数	5	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	(5)	—	—

(注) 梅木 敏行は、小規模所有者に該当いたしますので、梅木 敏行の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年2月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

野崎 國弘

(平成23年2月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	5	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	5	—	—
所有株券等の合計数	5	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	(5)	—	—

(注) 野崎 國弘は、小規模所有者に該当いたしますので、野崎 國弘の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年2月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。